

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等 に関する総合的なガイドライン

～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

令和 7 年 1 2 月

文部科学省

目 次

はじめに（本ガイドラインの趣旨・対象）・・・・・・・・・・	3
I 部活動改革の基本的な考え方・方向性・・・・・・・・・・	4
1 改革の理念	
2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）	
3 改革の方向性	
（1）基本的方針	
（2）改革期間及び取組方針（休日・平日）	
（3）留意事項	
II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度・・・・・・・・・・	7
1 地域クラブ活動の在り方	
2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照	
（1）趣旨	
（2）想定される認定の効果	
（3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）	
（4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い	
III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応・・・・・・・・・・	10
1 推進体制の整備	
（1）地方公共団体における体制整備	
（2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担	
（3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	
（4）関係団体等・大学・民間企業との連携	
2 各種課題への対応	
（1）運営団体・実施主体の整備等	
（2）指導者の確保・育成	
（3）活動場所の確保	
（4）活動場所への移動手段の確保	
（5）生徒の安全・安心の確保	
（6）障害のある生徒の活動機会の確保	
3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等	

IV	学校部活動の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1	適切な運営のための体制整備	
(1)	学校部活動に関する方針の策定等	
(2)	指導・運営に係る体制の構築	
2	適切な指導及び安全・安心の確保	
(1)	暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	
(2)	合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	
(3)	競技ごとの指導手引きの普及・活用	
3	適切な活動時間・休養日等の設定	
4	生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	
V	大会・コンクールの在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
1	生徒の大会等の参加機会の確保	
2	大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
(1)	大会等への参加の引率	
(2)	大会等の運営への従事	
3	生徒の大会等の安全確保	
4	全国大会をはじめとする大会等の在り方	
VI	関連する制度の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
1	教師等の兼職兼業	
2	教師の人事における学校部活動の指導力の評価等	
3	高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い	
	参考（関連リンク）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度
（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

はじめに（本ガイドラインの趣旨・対象）

＜本ガイドラインの趣旨＞

令和５年度にスタートした部活動改革に関する「改革推進期間」（令和５年度～令和７年度）も終わりを迎えようとしている。

この間、国の実証事業に参加する地方公共団体が着実に増加するとともに、地方公共団体や関係団体等の創意工夫により、多様な地域クラブ活動の運営モデルが形成され、指導者の確保をはじめとする課題の解決に向けた様々な方策等も明らかとなっている。他方、検討等に時間を要し、思うように改革が進められていない地方公共団体もある。

そうした中、中学生世代の人口は更なる減少が続いており、地方部を中心として、学校部活動を巡る状況は、厳しくなっている。今後も、中長期的に少子化が続いていく見込みであり、このタイミングで改革を加速させなければ、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念される。

令和７年５月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下「実行会議」という。）の最終とりまとめを受け、文部科学省では、令和８年度から令和１３年度までの６年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとした。

本ガイドラインは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものである。各地方公共団体においては、本ガイドラインに基づき、地域の実情等を踏まえながら改革を進めていただきたい。

＜本ガイドラインの対象＞

本ガイドラインは、公立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）の生徒の活動を主な対象とするものであるが、国立・私立の中学校等や、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においても、本ガイドラインの内容も参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めることが望ましい。

ただし、「Ⅳ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校等及び高等学校の学校部活動を全体として対象とするものである。高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠。
- これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要。
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。

- ・部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要である。
- ・部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待される。
- ・部活動の地域への展開等を通じて、子供や大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待される。

2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、下記のとおりである。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」ということとする。

「地域展開」	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、 ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更 ※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要
「地域連携」	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

3 改革の方向性

(1) 基本的方針

- 中学校等を設置する市区町村等（一部事務組合及び中学校等を設置する都道府県を含む。以下同じ。）が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進めることが重要。
- 都道府県においては、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市区町村等に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行うことが重要。
- 国においては、周知・広報等を通じた関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を行うとともに、改革の進捗状況等を定期的にフォローアップし、その結果に基づき、必要な措置を検討・実施。

(2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）

①改革期間

- 令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）。
- 前期の終了時に、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

②取組方針

【休日】

- 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
※地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。
- ※中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進。

【平日】

- 各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を実施。
※前期の間、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進。

(3) 留意事項

- 地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要。
- 地理的要因や指導者不足といった事情、地方公共団体の財政事情等に関わらず、安定的・継続的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用、国・都道府県・市区町村等の支え合いによる公的支援や国によるきめ細かな伴走支援等が必要。また、持続可能な運営の観点から、民間企業等との連携や寄附等の活用などを有効に組み合わせることも重要。
- 受益者負担の水準については、地方公共団体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示す。その際、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要。
- 部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組を進めることが重要。

- ・これから改革に取り組む地方公共団体においては、早急に、生徒のニーズや実態の把握等を行った上で、協議会の設置や推進計画の策定等の体制整備・方針策定に取り組むこと。その際、生徒のニーズが高い競技種目等、関係団体等との調整が整った競技種目等から段階的に地域展開を進めていくことも考えられる。
- ・地方公共団体において取組を進めるに当たっては、改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが重要であり、その実現のための具体的手法については、地域ごとの実情等に応じた多様な形態が想定される。
- ・地方公共団体において、改革の方針を決定した場合には、その理由や、改革の全体像、段階的に改革を進める場合のロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要である。
- ・学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っていると同時に、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、改革実行期間においても引き続き支援を行っていく必要がある。

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要。

<学校部活動が担ってきた教育的意義の例>

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

<地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例>

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

- ・ 地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。
- ・ 学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度の趣旨や概要等は、下記のとおりである。詳細については、別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」を参照されたい。

(1) 趣旨

●部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が本ガイドライン（別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」）により示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築する。

●認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。

※認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす。

(2) 想定される認定の効果

①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供

②地域クラブ活動の運営等への公的支援

（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）

③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可

④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加（地方公共団体における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等）

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）

【認定要件】

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）

②適切な活動時間や休養日が設定されていること

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

⑥適切な運営体制が確保されていること

⑦学校等との連携が適切に行われていること

※円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定（原則として令和８年度末まで）。

※市区町村等が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意。

【認定手続等】

- 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市区町村等に提出。市区町村等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。
- 認定の有効期間は、最長３年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定。
- 市区町村等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

（４）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

- 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。
- 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

(1) 地方公共団体における体制整備

- 地方公共団体において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要。
- 地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 市区町村等は、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められる。

(2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

※詳細については、別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」を参照。

国	<ul style="list-style-type: none"> ・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を実施。 ・周知・広報や関係団体等・大学・民間企業との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施。
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・広域自治体としてリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示すとともに、市区町村等に対するきめ細かな支援を実施。 ・一つの市区町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施。
市区町村等	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。 ・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧を実施。
地域クラブ活動の運営団体・実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。 ・「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。 <p>※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要。</p>

（３）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、下記のとおり、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要。

- 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。
- 地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと。
- 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うこと。

- ・ 活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICT や既存の協議会等を活用するなど、学校の負担軽減に留意すること。
- ・ 令和 6 年 12 月に学習指導要領解説が改訂され、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和 6 年 12 月）の概要>

○学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設（中学校・特別支援学校（中学部））

地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記。

- ①学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ②特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

（４）関係団体等・大学・民間企業との連携

①基本的な考え方

- 部活動改革を円滑に進めるためには、地方公共団体が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要。

- その際、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各種の資源等を有する関係団体等（※）、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠。
- 関係団体等、大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待される。
- 持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられる。

※地域クラブ活動の実施に当たっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館等の社会教育施設等との連携も重要。

<関係団体等・大学・民間企業にとってのメリットの例>

<関係団体等>

- ・スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大
- ・多世代での交流等を通じたスポーツ・文化芸術全体の振興 等

<大学>

- ・地域における大学の認知拡大
- ・指導等の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック
- ・指導者や教師等を目指す大学生への実践機会の提供による人材育成 等

<民間企業>

- ・CSRの一環としての地域貢献
- ・地域における企業の信頼性向上
- ・自社ブランドやサービスの認知拡大
- ・人材採用・定着に関する好影響
- ・社内人材への活躍・育成機会の提供 等

②関係団体等・大学・民間企業に期待される主な役割

関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成に係る研修会の実施 ・専門的指導者・運営人材等の派遣 ・各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及 ・活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供 ・団体の所有する施設の貸出し、用具・物品等の提供 ・大会運営等への参画や新たな大会の開催 ・体験会・イベントの開催 等
-------	--

大学	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成に係る研修会の実施 ・大学生や大学教員の指導者・運営人材等の派遣（事前指導、派遣先との調整等を含む。） ・大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等 ・大学施設の貸出し ・大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施 等
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等） ・指導者・運営人材等の派遣（社内制度の整備による短時間勤務制度の導入や副業促進等を含む。） ・企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供 ・運営・管理等に関するノウハウや活動プログラムなどの提供 ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担うこと 等

③協力促進のための主な取組

<ul style="list-style-type: none"> ●地域展開等の検討段階からの関係団体等・大学・民間企業の参画促進（協議会への参画等） ●地方公共団体・地域クラブ活動と大学・民間企業等をつなぐ専門人材の配置 ●都道府県レベルでの連携体制の構築 （例）富山県：「部活動・地域クラブ活動応援企業」の登録制度 福岡県：大学との連携による「アスリート人材活用コンソーシアム」の設立 ●国レベルでの気運醸成 （例）「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム」の開催（令和7年8月25日）、企業や大学関係者等（全国規模の団体等）に向けた説明・周知、先進事例の収集・普及 ●企業等による連携体制の構築 （例）「ブカツ・サポート・コンソーシアム」（令和6年9月設立） 日本郵政株式会社と公益財団法人日本スポーツ協会とのパートナー契約締結 ●企業等へのインセンティブ付与 （例）練習着や備品・冊子等への企業名掲載、ネーミングライツ、表彰制度、公共事業等の審査における加点、協力企業等のスポーツチーム等に対する公共施設の優先利用

2 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

①基本的な考え方

●地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市区町村等による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要。地方公共団体が運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、持続的・安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行うことなども重要。

●特に、地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT 等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましい。

※国において作成予定の地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブックも参照。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制の整備 ・地方公共団体による会計・税務処理や労務管理、個人情報の取扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修機会の確保 等
組織体制・財政基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営（法令等に基づく事業運営、公正かつ適切な会計処理など） ・公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録制度及び認証制度（部活動の地域展開タイプ）の活用 ・活動の維持・運営に必要な適切な額の参加費等の設定 ・多様な財源の確保（協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用等） 等
ICT 活用による運営業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の指導者や参加者との連絡・調整、参加者の出欠、活動の実施報告へのコミュニケーションアプリ等の活用 ・参加費等徴収や指導者への報酬支払等の会計業務等における ICT の活用 ・ICT の活用による各種運営業務の一元的な管理の検討 等

（２）指導者の確保・育成

①基本的な考え方

- 地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠。
- 部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度については、別冊資料①の別紙２を参照）。
- 指導者の確保に当たっては、人材バンクの設置等を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することも重要（教師等の兼職兼業についての詳細は、Ⅵの１を参照）。

＜想定される人材の例＞

【地域スポーツクラブ活動】

総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ少年団の指導者、競技団体の指導者、アスリート、スポーツ推進委員、大学生（特に体育・スポーツ系及び教員養成系、卒業生を含む。）、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間スポーツクラブの指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）、教員免許所有者、SEA・CIR（JETプログラムによるスポーツ国際交流員・国際交流員）、武道関係者 等

【地域文化クラブ活動】

アマチュアでの活動者、アーティスト、大学生、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間の文化芸術関係の指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業） 等

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
多様な人材の発掘・マッチング・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等による人材バンクの設置・運用等（幅広い関係者への登録依頼やマッチング支援、民間企業等に対する短時間勤務制度や副業制度などの柔軟な勤務制度の導入依頼等を含む。） ・指導補助や見守りなど活動をサポートする人材を募集し、幅広い人材に協力が得られる仕組みを整備 ・地方公共団体と大学との組織的な連携を通じた大学生や大学教員の活用促進 等
適切な資質・能力の保障、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や大学・関係団体等による研修会の開催（オンラインの積極的な活用を含む。）（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度に示す研修メニュー例に沿った研修の実施） ・公認スポーツ指導者資格等の取得促進等 ・地域クラブ活動を支える多様な指導人材が学び続けることのできる仕組みづくりや資格の取得を目指す環境整備 ・経験豊富な指導者とペアで指導を行う OJT の推進 ・地域クラブ活動の方針や生徒の志向等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた研修の実施 ・国における指導の手引き等の作成・普及 ・女性アスリートの健康課題等に関する指導者等の理解促進や予防に向けた取組の実施 ・障害の有無等を含めたスポーツ実施者の特徴を踏まえた多様な指導方法の習得 ・指導者に対する適切な処遇の確保 等
平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校との間での活動方針等の共有 ・指導者同士での定期的な情報共有（ICT・アプリの活用を含む。） ・学校関係者と地域クラブ関係者による合同研修会の開催 ・共通の指導者による指導（兼職兼業の教師や部活動指導員による地域クラブ活動の指導、地域クラブ活動の指導者を部活動指導員に任用） 等
ICT の効果的活用	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した遠隔指導、デジタル動画を活用した自主学習 ・デジタルと対面での指導の最適な組み合わせ 等

(3) 活動場所の確保

①基本的な考え方

- 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していくことが不可欠。
- 今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の更なる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが必要。
- その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要であるとともに、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていくことも重要。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
活動場所の確保 (学校施設等の有効活用)	<ul style="list-style-type: none">・中学校をはじめ、小学校や高等学校、特別支援学校、大学、廃校施設に加え、公共のスポーツ施設、社会教育施設、民間企業、大学等が保有する施設等の活用促進・認定地域クラブ活動に対する学校施設等の優先利用・使用料減免等・学校体育施設等の夜間照明の整備・活用、用具等の保管スペースの確保・学校施設や学校備品等の活用に関する規程の整備 等
活動場所の管理運営の 効率化等	<ul style="list-style-type: none">・ICTの活用による予約システムの構築・予約システムと連動したスマートロックの導入、キーボックス等による鍵の受け渡しの負担軽減（休日の地域クラブ活動の実施に当たり教職員が出勤しなくてよい仕組みの構築等）・学校施設の管理における指定管理者制度や業務委託の活用・地域住民との共同利用や公共施設の有効活用を実現するための学校施設の複合化 等

（４）活動場所への移動手段の確保

①基本的な考え方

- 地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要。
- 活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要であるとともに、地域公共交通との連携等の観点から、地方公共団体における交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携しつつ対応することが必要。
- 教育・スポーツ・文化分野以外でも、例えば、介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、多様な分野の関係者が連携・協働していくことも重要。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
既存の送迎車両の有効活用	・ スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバスの活用 等
地域公共交通との連携等	・ 地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施 ・ 地域公共交通の運行ダイヤの見直しの検討 ・ 地域公共交通の利用料への補助 ・ AI オンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の仕組みの活用 等
多様な政策分野との連携・協働等	・ 介護施設や、病院、商業施設等への送迎への混乗 ・ 地方公共団体における送迎事業（複数）の一括委託 等

（５）生徒の安全・安心の確保

①基本的な考え方

- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠。
- 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、国における指導の手引き等の作成、地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進めることが必要。
- また、地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要。
- さらに、怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要。

※先般のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定（第 29 条）が新設されたことも踏まえながら、国、地方公共団体、関係団体等が一丸となって、必要な対策を進めていくことが必要。

【参考】スポーツ基本法（令和 7 年度改正後）（抄）

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 ※公益財団法人日本スポーツ協会等を中心に関係団体が一体となって進めている「NO！スポハラ」活動と連動して取組を進めることも重要	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発等の推進（関係者の共通理解の向上） ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体における組織的な体制整備（スポーツドクター・有資格のトレーナー・弁護士・学校医、医療機関等との緊密な連携等を含む。） ・過度な練習等の防止や適切な活動環境の確保（熱中症や脳震とうの防止対策等を含む。） ・公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用促進 ・地方公共団体等が相談を受け付け対応する仕組みの構築 ・国における指導の手引き等の作成・普及 等
責任の所在の明確化、事後対応・再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村等や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化 ・事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルの作成、職員・指導者等への周知徹底 ・市区町村等の担当者や専門家等を交えた事案の分析及び再発防止策の検討・策定 ・地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入 等
生徒及び指導者の保険への加入	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）への加入 等

③特に留意すべき事項

- ・ 事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等の徹底、不審者、災害発生時等の対応については、学校の内外や国公私立・学校種、スポーツ・文化芸術や種目等の別を問わず、共通して取り組まれることが重要であること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等については、指導者はもとより、保護者・生徒等に対する研修・普及啓発等も推進し、関係者の共通理解の向上を図ること。特に、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。

- ・指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められること。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。
- ・事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。

※地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについては、別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」を参照。

（６）障害のある生徒の活動機会の確保

①基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障害がある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要。
- また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障害がある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが重要。
- 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側の障害の状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携が必要。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
多様な地域の関係者の参画	・地域のスポーツクラブ・文化芸術関係クラブ、障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等、多様な地域の関係者の参画 等
指導者の資質能力の向上	・スポーツ庁が作成した障害のある人へのスポーツ指導等の際に参考となる「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」等を活用した指導者の資質・能力の向上（特に、障害のある生徒への指導を専門としない指導者等） ・公認パラスポーツ指導者資格等の取得促進 等
新たなスポーツ・文化芸術活動機会の確保	・現在、学校部活動が行われていない場合（障害のある生徒が、特別支援学校や中学校において学校部活動に参画する機会がないケース）における、新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供 ・既に学校部活動が行われている場合（障害のある生徒が、中学校において現に他の生徒とともに学校部活動を行っているケースや、特別支援学校において学校部活動を行っているケース）における、運営団体・実施主体における障害のある生徒の受入れ 等

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

①基本的な考え方

- 部活動の地域展開等に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うことが重要。その際、特に、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することが重要。
- そのためには、アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させることが重要。また、活動開始後も、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めることが重要。
- 生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするためには、地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供することが必要。その際、確実かつ円滑な情報提供等のためには、小学校・中学校等と密接に連携しながら対応することが重要。
- さらに、地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合っ決めて、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつなげることも重要。
- そうした参画により、生徒にとって所属するクラブがより魅力的なものとなるとともに、将来的に、生徒が指導者やスタッフとして地域クラブ活動の運営に携わることにつながり、人材の好循環が生まれることも期待される。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
生徒等のニーズの把握・反映	・児童・生徒・保護者等へのアンケート調査の実施及びその結果に基づく活動の構築・改善 ・生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催 等

地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校高学年や中学生等を対象とした体験会の開催 ・ 中学校等の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催 ・ ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供 ・ 地域の行事等における発表会等の機会の提供 ・ ポスター・チラシ・動画等による広報活動 ・ 定期的な説明会・シンポジウム等の開催 等
生徒の地域クラブ活動の運営等への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話し合い ・ 生徒による新入生や小学生向け体験イベントや説明会等の運営 ・ 生徒が中学校等の卒業後も地域クラブ活動に参加したり、将来的に地域クラブ活動の運営等に関わる仕組みの構築 等

＜アンケート調査において把握することが想定される事項の例＞

【地域クラブ活動の検討段階（事前アンケート）】

- ① 学校部活動等でのスポーツ・文化芸術活動の状況
- ② 地域クラブ活動の種目・活動内容の希望
- ③ 地域クラブ活動の活動時間・活動日数の希望
- ④ 地域クラブ活動への参加目的（身に付けたい資質・能力を含む。）
- ⑤ 地域クラブ活動への不安・懸念
- ⑥ 地域クラブ活動の指導者に期待すること 等

【地域クラブ活動の開始後（フォローアップ）】

- ① 地域クラブ活動の満足度
- ② 地域クラブ活動に参加して良かったこと（自らの成長等を含む。）
- ③ 地域クラブ活動の課題・改善点・困りごと
- ④ 地域クラブ活動の継続意欲
- ⑤ 中学校等の卒業後のスポーツ・文化芸術活動の継続意欲
- ⑥ 将来的な地域クラブ活動の運営・指導への参画希望 等

IV 学校部活動の在り方

公立の中学校等については休日を中心に地域展開を進めているところ、本章では、地域展開が進むまでの間における休日の部活動や、地域の実情等に応じて対応が異なる平日の部活動等の在り方を示すほか、国立・私立の中学校等及び高等学校も含めた部活動の在り方を示す。高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 都道府県、学校の設置者、校長は、それぞれ、本ガイドライン等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定すること。
- 校長は、学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

- ・学校の設置者は、各学校において部活動の活動方針や活動計画の策定等を効率的に行うことができるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うこと（都道府県は、必要に応じて学校の設置者への支援を行うこと）。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることから、部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行うこと（学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討）。
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。
- 教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意すること。
- 学校設置者は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施すること。

- ・ 都道府県及び学校の設置者は、①部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修、②学校の管理職を対象とした部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行うとともに、③部活動指導員等の任用・配置に当たっては、確実に任用前及び任用後の定期において必要な研修を行うこと。
- ・ 研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、過度な負担とならないよう留意すること。

＜部活動指導員に対する研修内容（例）＞

【学校設置者による研修】

- ・ 部活動指導員制度の概要（身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等）
- ・ 学校教育及び学習指導要領
- ・ 部活動の意義及び位置付け
- ・ 服務（校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）
- ・ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ・ 顧問や部活動を担当する教師等との情報共有
- ・ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・ 生徒指導に係る対応
- ・ 事故が発生した場合の現場対応
- ・ 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
- ・ 保護者等への対応
- ・ 部活動の管理運営（会計管理等）

【学校による研修】

- ・ 学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）
- ・ 学校、各部が抱える課題
- ・ 学校、各部における用具・施設の点検・管理

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底すること。
- また、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。
- 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施すること。

- ・ 学校部活動においては、顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えることが必要である。
- ・ 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。
- ・ 今後、国において作成する指導の手引き等に沿った対応を行うこと（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に沿った指導を行うこと）。特に、同ガイドラインにおいて示された「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教師等はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。
- ・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・ 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。

（２）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

●スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点から、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進すること。

- ・ 過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

（３）競技ごとの指導手引きの普及・活用

●中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進すること。

- ・ 中央競技団体や学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して全国の学校における普及・活用を図ること。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

【休 養 日】週２日以上の休養日を設定すること。

【活動時間】１日の活動時間は、長くとも平日は１日２時間程度、休日は１日３時間程度とし、週当たりの活動時間は１１時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【そ の 他】長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

- ・ 上記の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（※）も踏まえて設定したものである。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定している。

（※）「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも１週間に１～２日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

- ・ 週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教師に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり2日以上 of 休養日を設けたうえで、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。
- ・ 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。
- ・ 活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村等共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備することが重要（ニーズを踏まえつつ、マルチスポーツ部や総合文化部の設置、複数の部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点をおいた活動の実施等を推進）。
- 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにすること。

- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

○部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

○部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

- ①レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ②複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるように配慮すること。

V 大会・コンクールの在り方

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- 大会等の参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市区町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、全国的に円滑な参加に向けた環境を確保することが必要。
※いわゆる県またぎ・市区町村等またぎの場合（生徒の所属校と参加する地域クラブ活動が別の都道府県・市区町村等にある場合）も大会参加等が可能となるよう留意。
- 大会等の開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、都道府県・市区町村等において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施するよう努めること。
- 地域クラブ活動の位置付け（学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動）を踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意すること。

- ・ 全国大会以外の大会等においては、規程等の見直しが検討段階の状況にある場合等もあり、地域クラブ活動の参加者が大会等に参加できない場合も見受けられるため、主催者において更なる改革を進める必要がある。
- ・ 特に、「地域クラブ活動に関する認定制度」の導入に合わせて、認定地域クラブ活動の確実な参加に向け、大会等の参加規程を見直す必要がある。その際、見直しを円滑に進めるための行政・関係団体等による協議の場を設定することも考えられる。
- ・ 都道府県及び市区町村等は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行うようにすること。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

（１）大会等への参加の引率

- 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担うことを原則としつつ、やむを得ず教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師の負担が過度とならないよう配慮すること。地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担うこと。
- 上記の対応を促進するため、都道府県・市区町村等・大会主催者等において、規程の見直しなどを適切に実施すること。

(2) 大会等の運営への従事

- 大会等の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進すること。併せて、大会等の主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討すること。
- 大会等の運営の従事者に対して、教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切な服務監督・勤務管理を実施すること。

- ・ 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員が大会運営を担うこととし、人員が足りない場合は、大会等の主催者が大会開催等に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整えること。
- ・ 地域クラブ活動の指導者が大会等の運営に従事する場合、大会等の運営業務に係る謝金は、地域クラブ活動の指導者謝金には含まれないため、別途、大会等の主催者側で費用負担について検討する必要がある。

3 生徒の大会等の安全確保

- 生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数(WBGT)等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な大会等の開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施すること。

- ・ 天候不順等により大会等の日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応すること。

4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

- 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会等の主催者間で連携しつつ、大会等の在り方や開催回数を見直すこと。
- 生徒間の交流を主目的とした大会等や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会等、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会等を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施すること。

- ・ 学校の設置者等は、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、生徒が参加する大会等の数の上限の目安等を定めることや、参加する大会等を精査するなどの工夫を行うこと。

VI 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

- 学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図ることが必要。その際、認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、市区町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行うことが必要。
- 中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教師等）、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備することが重要。
- 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施。
- 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施。

- ・ 教師等が地域クラブ活動の指導者等となる場合の兼職兼業に係る規程等の整備が行われていない教育委員会においては、国が示す規程等のひな型を参考に、速やかに関係規程等の整備・周知を行うこと。
- ・ 教師等が兼職兼業に従事を希望する地域クラブ活動の所在市区町村と、勤務校の所在市区町村が異なる場合においても、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができるよう、関係する教育委員会等において適切に連携を行うこと。

2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等

- 都道府県の教育委員会等においては、部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることを踏まえ、教師の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないよう十分に留意すること。
- また、初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること。

3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- 学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意すること。
- 高等学校入学者選抜実施要領や各高等学校のホームページなどにおいて、学校部活動・地域クラブ活動の評価の有無、方法、観点等について、分かりやすく示すこと。
- 学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは適切でないこと。
- 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動等からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいと考えられること。こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していくことも考えられること。

- ・ 地域クラブ活動の運営団体等は必要に応じて生徒が所属する中学校等と情報共有等を行うことが想定される（高等学校と直接やりとりをすることは想定されない）。

※学習指導要領における取扱いについては、実行会議の最終とりまとめの内容も踏まえつつ、今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告予定。

<参考：実行会議の最終とりまとめの記載（抄）>

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するものである。そのため、活動の実施に当たっては、地域クラブと学校との連携が大切である。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していくことが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定される。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要である。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

参考（関連リンク）

- 部活動改革ポータルサイト

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>

- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ
(令和7年5月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm

- 運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afielddfile/2018/06/12/1372445_1.pdf

- 令和6年度地域スポーツクラブ活動整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）事例集（令和7年8月スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250901-spt_ori para-000028260_01.pdf

- 「令和6年度 文化部活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等)」事例集
(令和7年7月文化庁)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94268701_01.pdf

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）（令和7年5月スポーツ庁・文化庁）

＜運動部＞https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_ori para-000042251_05.pdf

＜文化部＞https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_ori para-000042251_06.pdf

- 「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」HP（地方公共団体等を対象としたワンストップ相談窓口）

<https://sports-club-advisor.jp/>

- 教師等の兼職兼業について（通知、手引きなど）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度

1. 定義・呼称

- 本ガイドラインに示す認定要件及び認定手続等（下記2. 及び3.）に基づき、対象となる公立の中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）を設置する市区町村等（一部事務組合及び中学校等を設置する都道府県を含む。以下同じ。）が、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
- 市区町村等が自ら運営団体・実施主体^{※1}となり、本ガイドラインに示す認定要件（下記2.）に沿って地域クラブ活動を実施する場合（市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含む。）には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

※1 各地域クラブ活動を統括する団体を「運営団体」、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を「実施主体」という。以下同じ。

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙1参照）

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

3. 認定手続等

(1) 認定に当たっての留意事項

- 市区町村等は、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。
- 推進計画等の策定に当たっては、市区町村等が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。
 - ・ 地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
 - ・ 生徒の在籍する中学校等との連携を図ること
 - ・ 活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
 - ・ 充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること
- 対象区域は、中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように、例えば、単一の中学校区、複数の中学校区、当該市区町村の一部などとする考えられる。また、本ガイドラインで示す部活動改革の理念や基本的な考え方等を踏まえ、例えば、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動^{※1}の場合等には当該市区町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市区町村が広域連携の取組を進め、複数の市区町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる^{※2}。
- 市区町村等は、推進計画等に基づき、2.「認定要件」を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定する。なお、各認定要件を満たしているか否かについては、市区町村等が、別紙1の具体的な確認事項を踏まえ判断する。その際、2.「認定要件」は、個別の地域クラブ活動に関する事項（活動目的・理念、活動時間・休養日、参加費等）や地域クラブ活動を実施する団体の体制に関する事項（指導体制、安全確保、運営体制、学校等との連携）を定めていることから、原則として、地域クラブ活動の実施主体を審査対象として判断する。ただし、運営団体と実施主体が担っている役割^{※3}は、地域の実情に応じて多様な実態があることから、必要に応じて、運営団体・実施主体を全体として評価し、審査対象として判断する（以下、審査対象は、「地域クラブ活動の実施主体等」という）。

- 市区町村等が、地域の実情に応じて、２．「認定要件」に加えて独自の要件を設けることも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。
- 都道府県は、市区町村又は一部事務組合に対して、地域クラブ活動に関する認定制度が当該都道府県において円滑に整備・運用されるように、必要な指導助言を行うとともに、複数の市区町村による広域連携の取組が必要な場合には、市区町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。
 - ※１ 一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動等が考えられる。
 - ※２ 各競技種目等への参加人数の見込みを踏まえて、各競技種目等に応じた対象区域を定めることも考えられる。また、複数の市区町村が広域連携の取組を進め、複数の市区町村を対象区域として定める場合、地域の実情によっては、隣接する他の都道府県の市区町村と広域連携の取組を行うことも考えられる。
 - ※３ 一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が運営団体と実施主体の両者の役割を兼ね備える場合も多いところ、そうした場合には、運営団体は管理部門、実施主体は実施部門をそれぞれ担う団体内の部署・機能として捉えられる。運営団体、実施主体、地域クラブ活動の役割分担や相互の関係性については、本ガイドラインのⅢ１（２）及び別冊資料②を参照。

（２）認定手続

- 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体※^１が各実施主体の申請をとりまとめて、市区町村等に対し、申請書、誓約事項を記載した書類（申請書に誓約事項を付記することも可能）、活動計画書、規約その他市区町村等が必要と認める書類等（以下「申請書等」という。）※^２を提出することにより行う。
- 認定の申請の際に提出を求める書類において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市区町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。

- 市区町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、2.「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、本ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。
- なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定（以下「仮認定」という。以下同じ。）を行い、活動開始後、一定期間内に活動状況の報告やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする^{※3}。

※1 市区町村等が運営団体の場合には、実施主体が直接市区町村等に対して申請書等を提出する。なお、上記のとおり、市区町村等が運営団体・実施主体の双方を兼ねる場合には、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすこととしている。

※2 国において、申請書等のひな型などを示す予定。

※3 申請書等に記載された内容が適切に履行されていることが確認された場合には、仮認定が正式な認定となる。

（3）認定の有効期間

- 認定の有効期間は、最長3年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定する。

(4) 指導助言等

- 市区町村等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行う。
- 市区町村等は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。
 - ・ 2.「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
 - ・ 法令又は規約等に違反していると認めるとき
 - ・ 運営が著しく適正を欠くと認めるとき
- 市区町村等は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。
 - ・ 不正な手段等により認定を受けたとき
 - ・ 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ・ 地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

(5) 経過措置

- 部活動の地域展開に新たに取り組む市区町村等のほか、独自に地域クラブ活動の認定や指定等の仕組みを整備・運用している市区町村等においても、本ガイドラインに示す認定要件及び認定手続等に沿った地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、2.「認定要件」の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、市区町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和8年度末まで[※]₁に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

※1 例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市区町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和10年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

4. 認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、次のような新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される。
 - ・ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む。）
 - ・ 生徒の個性・得意分野等の尊重
 - ・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
 - ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
 - ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
 - ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導
- 団体としての賠償責任保険の加入対象が法人となっていることが多いことに加え、組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体※¹が実施主体を統括する体制で運営することが期待される。

※1 さらに、市区町村等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等の要件を満たし、地域クラブ活動の運営団体を担っている団体を認証する日本スポーツ協会「総合型地域スポーツクラブ認証制度（部活動の地域展開タイプ）」において認証を受けた法人格を有する総合型地域スポーツクラブが運営団体として実施主体を統括する体制で運営することも考えられる。

5. 想定される認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

○ 地域クラブ活動に関する認定制度を設けることにより、安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する※¹。

① 生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供

- ・ 地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等※²（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）

② 地域クラブ活動の運営等への公的支援

- ・ 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。）
- ・ 学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等の優先利用、使用料の減免等
- ・ 学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保

③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業

- ・ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可

④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

- ・ 地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）
- ・ 認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟の主催大会等への円滑な参加（必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む。））

※¹ 地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、上記①市区町村等による生徒・保護者等への情報提供を中心に支援する場合には、市区町村等が本ガイドラインに沿った活動とすることを担保した上で独自に緩やかな要件を満たした活動を登録する仕組みなどを別途設けることも妨げない。

※² 情報提供等の際に、認定地域クラブ活動については、例えば、「〇〇市認定地域クラブ活動」と表記することが考えられる。

地域クラブ活動に関する認定制度における 「２．認定要件」の具体的な確認事項

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

<確認事項>

- 生徒※¹の自主的・主体的な参加による活動※²であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市区町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること※³

※１ 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※２ 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画・役割分担等の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※３ 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

②適切な活動時間や休養日が設定されていること

<確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上 of 休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※¹
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上 of 休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④適切な指導の実施体制が確保されていること

＜確認事項＞

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※¹
- 市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導人材が活動に携わること※²
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※³

※¹ 日本版 DBS の活用を含めて、指導人材による不適切行為の防止を徹底。

※² 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、別紙 2 を参照。

※³ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市区町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

<確認事項>

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市区町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥適切な運営体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等^{※1}において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※2}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※3}）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること^{※4}
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市区町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦学校等との連携が適切に行われていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※¹を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※²
- 市区町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市区町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくが必要になると考えられる。

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

別紙 2

1. 目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

2. 定義

本制度に基づき、市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

3. 研修

指導者登録に当たって、市区町村等が定める研修は、以下の内容に基づき定めることが考えられる。

（１）対象となる研修（研修実施者）

- ① 市区町村等が自ら行う研修
- ② 当該市区町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市区町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

（２）研修の内容・実施方法

研修内容については、P17「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例」をもとに、市区町村等において具体的な内容を定めることが考えられる。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごと（例えば年１回等）に実施することが考えられる。なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市区町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、3. の市区町村等が定める研修を受講した者であること
- (2) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

5. 登録手続等

- (1) 認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市区町村等に対して登録申請書及び4. (2) の誓約書（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 市区町村等は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。なお、3. (1) ②～④のとおり、都道府県等が研修を行う場合には、当該都道府県等において、登録申請者の研修受講の確認後、市区町村等に対して報告を行うものとする。
- (3) 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体を通じて、登録申請者から市区町村等に対する登録申請書等の提出を行うことや、市区町村等から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことも考えられる。
- (4) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに市区町村等に報告するものとする。

6. 有効期間

登録の有効期間は、最長４年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定する。

7. 経過措置

地域クラブ活動に関する認定制度の３．（５）に記載の経過措置を参照

8. 不適切行為への対応

（１）禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

（２）不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、市区町村等に報告すること。なお、報告を受けた市区町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ② 上記のほか、市区町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ③ 市区町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・サービス規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止 生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等 生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等） 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等） 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等 生徒が在籍する中学校等との連携

※1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。

※2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。

※3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により知識・技能を学ぶことも考えられる。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等 に関する総合的なガイドライン」

別冊資料②

部活動の地域展開等に関する参考資料

部活動改革に関する新たなガイドラインの策定までの経緯

- 令和6年8月～

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」における議論

- 令和6年12月18日 実行会議の中間とりまとめを公表

- 令和6年12月18日

～令和7年1月31日 関係団体への書面ヒアリング

- 令和7年5月16日 実行会議の最終とりまとめを公表

- 令和7年6月～

「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」における議論

- 令和7年10月30日 新たなガイドラインの骨子を公表

- 令和7年10月30日～11月13日 新たなガイドラインに関する意見募集を実施

- 令和7年12月22日 新たなガイドラインの本文を公表

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 委員名簿

◎座長 ○座長代理

青海 正 東京都大田区立志茂田中学校校長、全日本中学校長会会長、
公益財団法人日本中学校体育連盟会長

石津谷 治法 一般社団法人全日本吹奏楽連盟理事長

市川 裕二 東京都立立川学園統括校長、全国特別支援学校校長会副会長、
全国特別支援学校文化連盟会長

伊藤 定勉 滋賀県犬上郡豊郷町長、全国町村会理事

上村 一郎 香川県東かがわ市長

太田 敬介 公益社団法人日本 PTA 全国協議会会長

大村 秀章 愛知県知事、全国知事会文教・スポーツ常任委員会委員長

金崎 良一 長崎県長与町教育委員会教育長

河合 純一 公益財団法人日本パラスポーツ協会常務理事

○北山 敦康 静岡大学名誉教授、NPO 法人しずおか音楽文化支援協議会理事長

木村 博明 富山県朝日町教育委員会教育長

栗山 陽一郎 TMI 総合法律事務所パートナー弁護士

◎小路 明善 アサヒグループホールディングス株式会社会長

貞広 斎子 千葉大学教育学部教授・副学長

佐藤 嘉晃 静岡県掛川市教育委員会教育長

佐野 哲郎 新潟県教育委員会教育長（～令和7年3月31日）

太田 勇二 新潟県教育委員会教育長（令和7年4月1日～）

須黒 清華 フリーアナウンサー

高橋 善之 秋田県大館市教育委員会教育長（～令和7年3月31日）

長岐 公二 秋田県大館市教育委員会教育長（令和7年4月1日～）

富所 浩介 読売新聞東京本社論説副委員長

○友添 秀則 環太平洋大学体育学部教授

野口 由美子 全国中学校文化連盟理事長

長谷川 冴子 一般社団法人全日本合唱連盟理事長

原 晋 青山学院大学陸上競技部監督・地球社会共生学部教授

益子 直美 日本スポーツ少年団本部長

水鳥 寿思 慶應義塾大学総合政策学部准教授、株式会社 MIZUTORI 代表取締役

森岡 裕策 公益財団法人日本スポーツ協会専務理事

諸橋 寛子 一般財団法人 UNITED SPORTS FOUNDATION 代表理事、
公益財団法人諸橋近代美術館評議員

柳沢 和雄 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合専務理事、
武庫川女子大学健康・スポーツ科学部スポーツマネジメント学科長・教授

渡邊 優子 NPO 法人希楽々理事長、総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長、
新潟県村上市スポーツ推進委員

（五十音順、敬称略、役職は令和7年5月時点）

※「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の下に設置した、「地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ」（主査：友添秀則）及び
「地域文化芸術活動ワーキンググループ」（主査：北山敦康）においても議論

「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」 委員名簿

◎座長 ○座長代理

	石川 智雄	新潟県長岡市教育委員会学校教育課部活動地域移行室室長
	金崎 良一	長崎県長与町教育委員会教育長
	金谷 英信	公益財団法人日本スポーツ協会地域スポーツ推進部部長（クラブ担当）
○	北山 敦康	静岡大学名誉教授、NPO 法人しずおか音楽文化支援協議会理事長
	木村 博明	富山県朝日町教育委員会教育長
	日下部 光	岐阜県教育委員会体育健康課長
	新宮領 毅	公益財団法人日本中学校体育連盟専務理事
◎	友添 秀則	環太平洋大学体育学部教授
	野口 由美子	全国中学校文化連盟理事長
	松尾 哲矢	立教大学スポーツウエルネス学部教授
	渡邊 優子	新潟県村上市教育委員会学校教育課部活動地域移行総括コーディネーター、 総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長、NPO 法人希楽々理事、新潟県村上市スポーツ推進委員

（五十音順、敬称略、役職は令和7年5月時点）

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ（令和7年5月16日）について

改革の 理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出
- 質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築
- 改革の理念等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

次期 改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

費用負担 の在り方

- 地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等を検討
- 公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。国において受益者負担の目安等を示す
- 経済的困窮世帯の生徒への支援は確実に措置。部活動指導員の配置についても一定の範囲で支援

各論

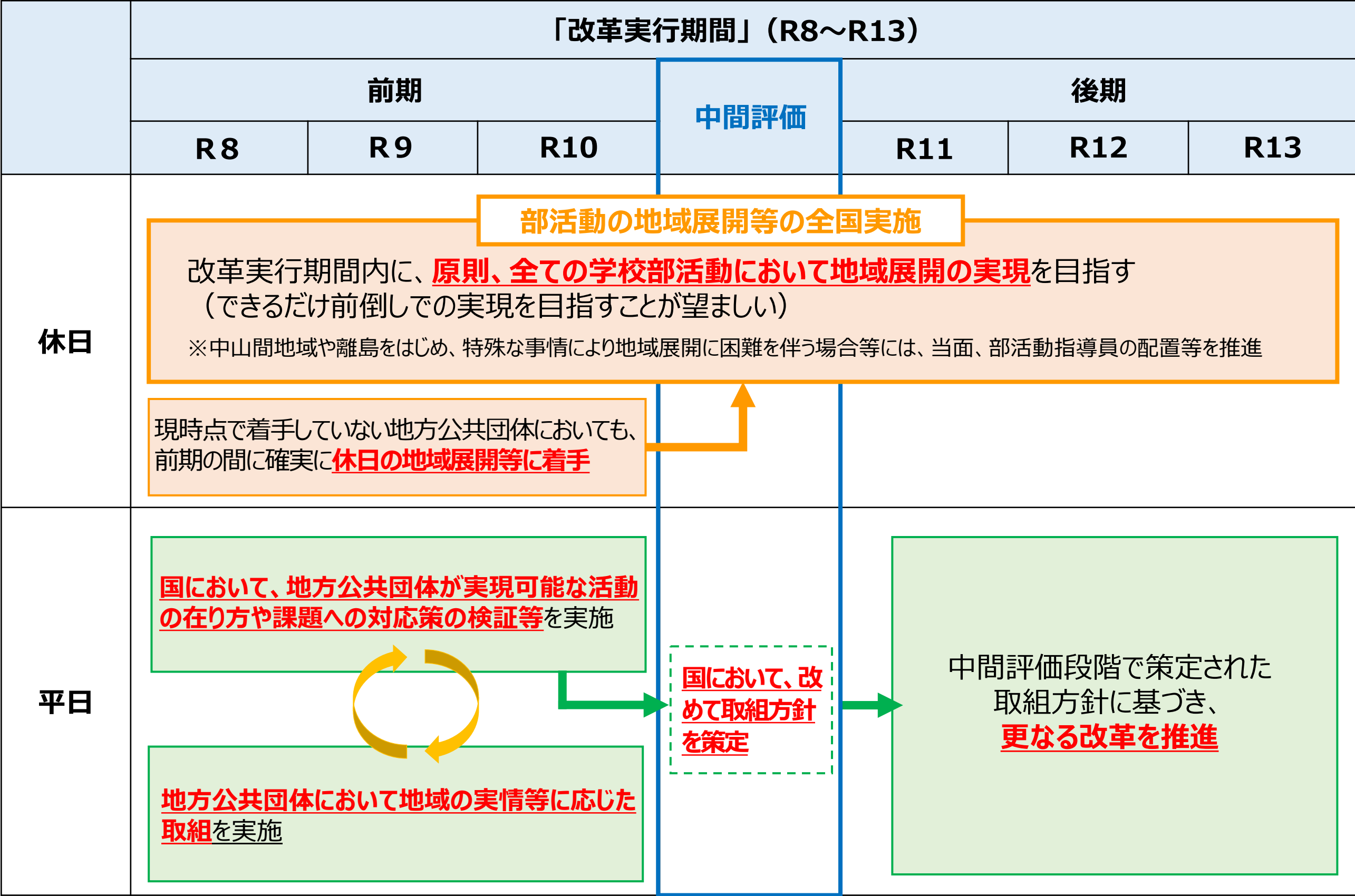
運営団体等の体制整備や指導者確保をはじめとする8項目の個別課題について、具体的な対応策を提示

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等
2. 指導者等の質の保障・量の確保
3. 活動場所の確保
4. 活動場所への移動手段の確保
5. 大会やコンクール運営の在り方
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制整備
8. 障害のある生徒の活動機会の確保



- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動**（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による**一貫的な指導** 等

「改革実行期間」(R8~R13)における部活動改革の方向性(全体像)



部活動の地域展開等の推進における「都道府県」と「市区町村等」の役割

都道府県

- 都道府県は、**広域自治体**として改革に向けた**リーダーシップ**を発揮し、**都道府県全体としての改革方針**を示すとともに、**市区町村に対するきめ細かな支援**を行う。
- また、一つの市区町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、**地域展開等に向けた広域的な基盤づくり**を行う。

<主な役割>

① 推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等

- ・都道府県全体での改革推進に向けた体制整備（関係部署の連携強化や専門部署の設置、コーディネーターの配置、関係者協議会や市区町村連絡会の開催等）
- ・都道府県全体としての改革方針を示す推進計画の策定
- ・都道府県内全体への周知・広報

② 市区町村へのきめ細かなサポート

- ・市区町村の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等
- ・複数の市区町村による広域連携の取組に当たっての調整

③ 地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

- ・都道府県内の関係団体等、大学、企業との連携体制の構築
- ・指導者確保に向けた仕組みづくり（人材バンク設置、教職員の兼職兼業の取扱いの整理等）
- ・指導者研修や運営・リスク管理研修の実施
- ・大会への円滑な参加の促進

市区町村等

- 市区町村等は、**改革の責任主体**として、**幅広い関係者との連携・協働**の下、地域展開等の円滑な実施に向けて**包括的な企画・調整**を行う。
- 特に、**地域クラブ活動の位置付け**（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、**豊かで幅広い活動が実現**されるよう、**丁寧に運営団体等への支援や指導助言等**を行う。

<主な役割>

① 推進体制の整備及び方針の策定・周知

- ・推進体制の整備（関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会の開催等）
- ・推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
- ・生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報

② 地域クラブ活動の認定等

- ・地域クラブ活動の認定（指導者登録等を含む）
- ・地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等
- ・生徒・保護者等からの相談窓口の設置

③ 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

- ・指導者/活動場所/移動手段の確保等
- ・学校との連携（活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等）
- ・寄附、ふるさと納税の活用など多様な財源の確保

※市区町村等が自ら地域クラブ活動の運営・実施を行う場合もある 7

地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担

【実行会議 最終とりまとめ（抜粋）】

「運営団体」…各地域クラブ活動を統括する団体 / 「実施主体」…個別の地域クラブ活動を実際に行う団体

※一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。

運営団体・実施主体の体制等によって**役割分担の在り方は多様**であり、**柔軟に連携・協力**を行うことが重要。

（例）パターン①…運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合 パターン②…運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う場合

パターン③…運営団体が活動実施に向けた準備まで担う場合 パターン④…実施主体が運営・管理業務の一部まで担う場合

※運営団体は各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核部分を担うことは共通だが、これらのパターン以外にも多様な分担の在り方が想定

	主な役割	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
＜運営・管理＞	・運営方針、運営計画の策定	運営団体Ⅱ 実施主体	運営団体	運営団体	運営団体
	・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応				
	・運営人材の確保・育成、運営業務の効率化				
	・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成		実施主体	実施主体	実施主体
	・保険加入状況や補償内容の確認				
	・リスク管理等の研修実施				
	・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理				
＜活動実施に向けた準備＞	・競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込・運営従事				
	・活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者）		実施主体	実施主体	実施主体
	・指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保				
	・学校との連携・情報共有				
＜活動実施＞	・入会手続、会費徴収		実施主体	実施主体	実施主体
	・参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等）				
	・安全確保の取組				
	・ニーズを踏まえた活動の実施				
	・体験会の開催				

地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

- 地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等については、地域クラブ活動の運営主体（市区町村、市区町村以外の団体）や、事故等の原因主体（団体、指導者、生徒）に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。
- 活動場所（市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市区町村が賠償責任主体となり、国家賠償法 2 条が適用される。

※【 】は賠償制度・保険の取扱い

			（１）地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			（２）活動場所 （市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
			①団体の瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因	
地域クラブ活動	運営主体	市区町村	市区町村 【国家賠償法 1 条】	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法 1 条】	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法 2 条】
		市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象）など	指導者（団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	
	（参考）学校部活動		市区町村 【国家賠償法 1 条】 ※災害共済給付において免責特約（災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約）を付することが可能	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法 1 条】 ※同左	生徒（保護者） 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外	

中学校学習指導要領（平成29年告示）における記載 ※高等学校・特別支援学校についても、同様の記載

- 第1章 総則
- 第5 学校運営上の留意事項
- 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

学習指導要領解説の見直しの概要（R6.12）

（1）学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【総則編】 ※中学校・特別支援学校（中学部）

- 現行の部活動ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、以下の内容を記載
- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る
 - ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
 - ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知

（2）部活動の現状の位置付けの明確化【総則編】 ※中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの

（3）部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【保健体育編】 ※中学校・高等学校

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を実施
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮

部活動の地域展開等に関する法律上の規定

スポーツ基本法（令和7年改正）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～五 （略）

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

体罰等の禁止に関する法律上の規定

学校教育法

第一章 総則

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（平成25年3月13日）

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

5 部活動指導について

(1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみに固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

(2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

(3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

スポーツ基本法（令和7年改正後）

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗ひぼう中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。